

平成18年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の 評価書

平成19年8月21日
環境省独立行政法人評価委員会

総合評価：A

概 評

独立行政法人環境再生保全機構は、平成16年4月に旧公害健康被害補償予防協会と旧環境事業団を統合し、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ることを目的として設立された。その後、平成18年2月に成立した石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、同年3月から石綿健康被害救済業務が新たに追加された。

5年間の中期目標期間の3年目である平成18年度は、発足当初から実施している業務の中間期であり、また、発足後に追加された石綿健康被害救済業務の実質1年目となるが、統合に伴う多くの問題を克服し、中期計画に沿って、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する重要事項について十分な成果をあげており、総合的にみて中期目標の達成に向けて適切な業務運営を行っている。

機構の組織・業務の運営に関する事項

2つの組織を統合して設立した独立行政法人における中期目標期間の3年目である平成18年度は、職員の削減を含めた人員配置の見直しが行われ、特に新たに追加された石綿健康被害救済業務を遂行するための組織の整備と人員配置を迅速に行うなど、組織運営の効率化を適切に図ったことについて評価できる。また、新人事評価制度の本格導入に取り組み、職員の責任と役割分担の一層の明確化による効率的な業務執行体制の整備を行うなど、適切な成果を上げている。

組織・業務運営の効率化や業務の質の向上については、自己点検・自己評価を実施するとともに、外部有識者による業務評価委員会の意見・提言を業務運営に反映させ効率化を推進するなど、業務の重点化や質の高いサービスの提供に努めたことは評価できる。

事務処理の簡素化・迅速化については、情報共有化システムの活用による情報・知識の共有化、アウトソーシングの有効利用、競争契約等の推進、オンライン申請等の業務のシステム化により一定の成果が見られる。

経費の効率化・削減については、一般管理費及び事業費ともに目標を上回る削減が行われており評価できるが、今後は、効率化・削減の具体的な内容を示しつつ引き続き推進することを期待する。

業務における環境配慮については、「環境配慮に関する基本方針」の策定、「環境物品の調達を推進を図るための方針」の策定などにより、特定調達品目の購入について目標を達成するとともに、「環境配慮のための実行計画」に基づき、用紙類の使用量及びエネルギーの使用量の削減について目標を上回る成果が認められ、環境分野の業務を遂行する法人として、これらの取り組みについて評価できる。

業務の質の向上に関する事項

公害健康被害補償業務については、補償等に必要な汚染負荷量賦課金の徴収を計画どおり行うことができたこと、並びに納付義務者や都道府県等に対する的確な指導や利便性の向上への取り組み、及び事務処理の効率化を行ったことなどについて評価できる。

公害健康被害予防事業については、事業の重点化・効率化を適切に推進するとともに、前年度実施の事業参加者アンケートに基づいた満足度やニーズの把握が事業内容に反映されており、事業の改善が進められていると評価できる。

地球環境基金業務については、国の政策目標等に沿った調査研究事業の重点化への取り組みや、利用者の利便性向上のための努力が認められる。また、助成事業における事後評価を計画どおりに適切に実施したことは評価できる。さらに、民間寄付金の受入れについて、募金活動を積極的に実施したことにより、基金創設以降最大の寄付金額となるなど、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を深めたことについて評価できる。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務については、助成事業の実施状況についてホームページで公表を行うなど透明性に配慮した事業の実施に努めたものと評価できる。

維持管理積立金の管理業務については、法令改正に伴い積立金が大幅に増加したが、適切な管理ができたと評価できる。

石綿健康被害救済業務については、救済制度について確実かつ広範な広報活動が実施されるとともに、被害者の認定について迅速な処理に努めたことは大いに評価できる。また、救済給付対応への準備が進められ、適正かつ迅速に支給を行うなど、着実な成果を上げたと評価できる。

財務内容の改善に関する事項

破産更生債権等の償却処理を迅速に実行するとともに、正常債権以外の債権回収についても目標を上回る実績を上げたことなどについて評価できる。

その他の業務運営に関する重要事項

新人事評価制度の本格運用に取り組むとともに常勤職員数を削減するなど、人事に関する計画の目標達成に向けて着実に取り組んでいることについて評価できる。

事項別評価

．業務運営の効率化に関する事項

以下に示すとおり、組織運営の効率化、業務運営の効率化、経費の効率化・削減及び業務における環境配慮について、適切に成果をあげていると判断し、A評価とする。

1．組織運営の効率化（評価：A）

新たに追加された石綿健康被害救済業務を遂行するため、組織の整備と人員配置を迅速に行うとともに、緑地整備関係建設譲渡事業の施設整備終了に伴い、課及び建設事務所を速やかに廃止し既存の業務で職員の削減を図るなど、組織運営の効率化を推進した。また、新人事評価制度の本格導入に取り組み、職員の責任・役割分担の明確化と効率的な業務遂行体制の構築に努めるなど適切な成果を上げている。今後も設定された目標の実現のために、更に組織運営の効率化を進めていくことを期待する。

2．業務運営の効率化（評価：A）

業務の自己点検・自己評価の実施結果と業務評価委員会の意見・提言を業務運営に反映させ効率化を進めるなど、適切に成果を上げている。また、情報共有化システムの活用による情報・知識の共有化、サービスなどのアウトソーシングの有効利用、競争契約等の推進による契約の見直しや契約に係る情報公開、オンライン申請等の業務のシステム化により、業務運営の効率化が図られている。今後とも業務運営の効率化を推進していく上で、機構内の業務評価委員会と本評価委員会との役割について整合性の再点検等を期待する。

3 . 経費の効率化・削減（評価：A）

一般管理費、事業費及び運営費交付金を充当する事業費のいずれも計画目標を上回る実績を上げており、経費の効率化・削減が適切に図られている。今後は、効率化・削減の具体的な内容を示しつつ引き続き推進されることを期待する。

4 . 業務における環境配慮（評価：A）

「環境配慮に関する基本方針」を策定し、あらゆる業務について環境配慮が進められた。また、「環境物品等の調達を推進を図るための方針」を策定し、内部での周知徹底を図り、特定調達品目等の購入について目標を達成するとともに、「環境配慮のための実行計画」に基づく用紙類の使用量節減及び電気使用量の削減について、目標を上回る成果を上げることができた。さらに、環境報告書を作成し公表するなど、業務における環境配慮が推進された。

・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

以下に示すとおり、各業務において適正な運営が図られ、それぞれの業務について適切な成果があげられていると判断し、A評価とする。

〔公害健康被害の補償及び予防業務〕（評価：A）

1 . 汚染負荷量賦課金の徴収（評価：A）

本部及び大阪支部それぞれにおいて、全国156の商工会議所と連携を強化し、納付義務者への効果的な説明会を開催するとともに、問い合わせへの的確な対応に努め、徴収率・収納率ともに適切に目標を達成している。また、説明会資料やホームページの改善を行い、ホームページのアクセス件数は大幅に増加する等、納付義務者へのサービス向上にも努めていることが評価できる。

2．都道府県等に対する納付金の納付（評価：A）

フロッピーディスクによる申請の普及促進及び内部処理システムの改良に努め、事務処理日数は中期目標期間の削減目標である25%減を2年前倒しで達成し、特に優れた成果を上げたと評価できる。今後は削減された事務処理日数をどのように全体的な効率改善に役立てるかについて検討することを期待する。

3．公害健康被害予防事業（評価：A）

公害健康被害予防基金の運用については、安全かつ可能な限り有利に運用され、運用収入の減少見込みに対して、助成事業の重点化・効率化が適切に推進されている。また、前年度実施の事業参加者アンケートに基づき、満足度やニーズを把握して事業内容に反映させるなどの事業の改善が進められている。調査研究課題の重点化を推進し、研究費総額は目標を上回って削減された前年度と同額に維持されている。ホームページへのアクセス件数、研修事業の受講者アンケートの調査結果、事務処理削減日数については、いずれも中期目標を達成し、優れた成果を上げている。今後とも、引き続き運用収入の減少見込みに対して重点化・効率化に努力することを期待する。

〔地球環境基金業務〕（評価：A）

1．助成事業に係る事項（評価：A）

助成事業の継続年数を3年を限度とすることにより固定化を回避するとともに、対象分野及び対象地域の重点化が適切に推進されている。第三者による評価専門委員会において前年実施事業の事後評価に係るプレ評価報告を決定し、この結果をホームページで公表するとともに、当年度の事後評価を計画どおり適切に実施したことは評価される。今後は、これら個々の事後評価結果を活用した助成事業の成果報告を期待したい。また、処理期間の短縮及び募集期間の早期化、並びにホームページの拡充等利用者の利便性の向上に向けた取り組みが推進されている。

2．振興事業に係る事項（評価：A）

国の政策目標等に沿った調査研究事業の重点化が図られている。研修事業については、研修ニーズの把握に努め、質の向上を図り、アンケート調査の結果高い評価を得ている。今後は、アンケート調査を踏まえた研修内容の一層の充実を期待する。

3．地球環境基金の運用等について（評価：A）

地球環境基金においては、中期計画に基づき適切な規模の業務が実施されているが、基金の運用状況等を踏まえれば、民間寄付金の受入れの努力は重要である。民間寄付金の受入れについては、募金活動を積極的に実施したことにより、基金創設以降最大の寄付金額となっており、中期計画に定められた額を大きく上回り、特に優れた成果が上がったものと評価されるとともに、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を深めたことについて評価できる。引き続き、この基金の役割の理解を得るため、更なる努力を期待する。

〔ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務〕（評価：A）

助成業務を円滑に遂行し、業務の実施状況についてホームページで公表を行うなど、業務の透明性の確保を図り、適切に成果を上げたものと評価できる。

〔維持管理積立金の管理業務〕（評価：A）

法令改正に伴い積立金が大幅に増加したが、積立金の管理を適正に行うとともに、積み立て者に対する運用利息額等の通知を適切に実行したことは評価できる。

〔石綿健康被害救済業務〕(評価：A)

1. 制度に関する情報提供(評価：A)

周到な広報実施計画を策定して、多種多様な媒体を活用し、救済制度について確実かつ広範な広報活動が実施され、特に優れた成果を上げた
と評価できる。また、被害者及び遺族等が速やかに手続を行えるように、
マニュアルの作成・整備、説明会の開催、ホームページの拡充等情報提
供に努めるなど、着実な成果を上げたと評価できる。

2. 石綿健康被害者の認定(評価：A)

事務処理の標準化、執務マニュアルの整備などの取り組みにより、迅
速な処理に努め、請求受付件数に対して8割近くの認定処理の実績が
上がったことは大いに評価できる。

3. 救済給付の支給(評価：A)

執務マニュアルを作成するなど、救済給付対応への準備が進め
られ、適正かつ迅速に支給を行ったことは評価できる。

4. 申請者、請求者情報の管理(評価：A)

申請者、請求者等の個人情報管理については、十分留意し適
正な管理を実施したことは評価できる。

5. 救済給付費用の徴収(評価：A)

本年度からの拠出金徴収開始に向けて、概ね必要な準備が的確に為さ
れた点は評価できる。今後の徴収業務の実績を見守りたい。

・財務内容の改善に関する事項

以下に示すとおり、債権の償却処理が迅速に実行され、債権回収についても着実に成果をあげていることから、A評価とする。

1．承継業務に係る債権・債務の適切な処理（評価：A）

破産更生債権等の償却処理が迅速に実行されるとともに、正常債権以外の債権の回収額が、年度計画を大きく上回って回収できたことなどについて評価できる。今後も着実な推進が望まれる。

2．短期借入金の限度額（評価：A）

資金管理を適切に行い、短期借入金を限度内に抑え、財投借入金等の償還を円滑に実行されたことは評価できる。

・その他業務運営に関する重要事項

以下に示すとおり、着実に目標達成に向けた努力がなされていることから、A評価とする。

1．人事に関する計画（評価：A）

職員の意向調査や新人事評価制度による評価、管理職のヒアリング等により、適材適所の人員配置と職員の意識向上を推進し、業績評価を賞与に反映させたことなどは評価できる。また、研修を積極的に実施し、職員の能力開発に努めるとともに、常勤職員数について、目標どおりの削減を実行するなど、人事に関し適切に成果を上げた。さらに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準との比較についてホームページで公表するなど着実な取り組みに努力している。

2．その他業務運営に関すること（評価：A）

前年度から繰り越された地区の譲渡事業の施設整備を完了させた。譲渡先において好評で、大きな成果を上げたと評価できる。